

認定職業訓練校における技能照査運営要領

第1 趣旨

群馬県知事（以下「知事」という。）から職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号、以下「法」という。）第24条第1項の規定による訓練の認定を受けた者が、法第21条による技能照査を行う場合には、法及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号、以下「規則」という。）並びに国の定めた技能照査実施要領（平成5年職業能力開発局長通達、能発第135号、以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 実施計画等

（計画の作成）

1 技能照査を行おうとするもの（以下「実施者」という。）は、訓練及び訓練生の状況等を総合的に勘案し、技能照査の実施に関し、実施日時、実施場所等の基本的な計画を作成すること。

（実施日時）

2 実施日は、訓練修了前2ヶ月の間の日とすることを原則とし、試験問題等が漏洩するおそれのないように設定すること。特に全国的に使用される試験問題（以下「統一問題」という。）を使用する場合には、知事の指示に従うこと。

（実施場所）

3 実施場所は、受験者がその技能を十分に発揮できるとともに、試験が厳正に行われる建物等で、機械その他の設備が整った場所であることを要し、原則として、通常、訓練を行っている施設であること。

第3 試験担当者

（試験担当者の選任）

1 実施者は、技能照査を実施する訓練科ごとに、通常の訓練において当該訓練科を担当している指導員もしくは、講師の中から試験の実施を担当する者（以下「試験担当者」という。）を、2名以上選任すること。

（試験担当者の行う業務）

2 試験担当者は、各訓練科ごとに合議により、次の業務を行うこと。

(1) 実施計画の細目を決定すること。

(2) 学科及び実技試験問題並びにその採点に必要な基準（以下「試験問題等」という。）を作成すること。

(3) 試験に必要な設備、工具類、材料等の準備を行うこと。

(4) 試験の監督・採点及び合否判定を行うこと。

(5) その他、技能照査の実施に必要な事項を行う。

（試験担当者会議）

3 実施者は、必要に応じて、それぞれの試験担当者を招集し、技能照査全体にわたる実施日程・実施方法等を審議し、調整を計ること。

第4 試験問題等の作成

（基本的事項）

1 試験問題等の作成にあたっては下記の事項に注意すること。

(1) 試験問題等は、受験者が同一の条件において受験できるように配慮すること。

(2) 技能照査は訓練の効果を測定することに目的があるので、各訓練校における訓練内容等が反映する試験問題等とすること。

(3) 作成者の独断的な内容でなく、一般的で普遍性をもった試験問題等とすること。

（問題等の作成の委託）

2 実施者は、問題の作成を、次の団体等に委託、又はこれらの団体等があらかじめ作成した試験問題等を使用することができる。

- (1) 中央、及び都道府県職業能力開発協会
- (2) 職業能力開発の推進を事業に掲げる団体等
- (3) その他、知事が適当と認めた者

(学科試験問題)

3 学科試験問題は「技能照査の基準細目」（以下「細目」という。）にかかげられた全項目にわたり、各項目ごとに示された知識の水準に達しているか否かを判断できる内容であること。

ただし、細目の知識水準の表現は、次のことを意味するものであること。

- (1) 「よく知っていること」とは、詳細かつ正確な知識があること。
- (2) 「知っていること」とは、正確でなければならないが、その概要を知識として知っていること。

(学科試験の形式)

4 学科試験の形式は、筆記試験による正誤法、又は択一法等の客観的試験法をとること。

(試験問題の程度)

5 問題は普通課程にあつては、おおむね50～100問で2時間以内で解答できる程度のものとし、専門課程にあつては、おおむね100～200問で4時間以内で解答できる程度のものとする。

(実技試験問題)

6 実技試験問題は、原則として、細目にかかげられた全項目にわたり、各項目に示された技能水準に達しているか否かを客観的な評価尺度（以下「採点基準」という。）により判定できる内容であること。

ただし、細目の技能水準の表現は次のことを意味するものであること。

- (1) 「よくできること」とは、作業段取、手順等を含め、上司から指示されなくても自己の判断により遂行できること。
- (2) 「できること」とは、上司の指示を受けてはじめて作業の遂行ができる、又は熟練者の補助者として作業の遂行ができること。

(実技試験の形式)

7 実技試験は、細目の各項目にかかげられた作業要素を含む作業を行い製品を製作することにより行うこと。

(実技試験問題等の構成)

8 実技試験の試験問題は、試験問題、使用工具等一覧表及び採点基準により構成する。

(使用工具等一覧表)

9 使用工具等一覧表には、試験に必要な工具等を、実施者が用意するものと、受験者が持参すべきものにおいて記載すること、なお、実施者が用意するものについては、その設置方法等についても記載すること。

(採点基準)

10 実技試験の採点にあつては、その厳正・公平を確保するために、あらかじめ採点基準を作成すること、また、その項目は、原則として製品採点、作業態度及び作業時間とすること。

(製品採点)

11 製品採点の基準は、製品の寸法精度、形状及び外観等について採点箇所ごとの配点又は減点数、採点方法、採点上の注意及び得点の算出方法等を具体的に規定すること。

(作業態度採点)

12 作業態度採点は、受験者の作業が安全かつ適確なものであるか否かについて評価するものであり、次の事項について基準を作成すること。

- (1) 本人の不注意により、負傷することがないこと。
- (2) 本人の不注意により、他人を負傷させることがないこと。
- (3) 設備・工具等を破損しないこと。
- (4) 作業時の服装・態度等が適当であること。
- (5) 作業の手順、工具等の扱いなどが適当であること。
- (6) その他、不適正な行為のないこと。

(作業時間採点)

- 13 作業時間採点は、作業の迅速さを評価するものであり、作業速度が実技試験問題にしめる重要度の程度によって基準を作成すること。

第5 実施の届出等

(知事に対する届出)

- 1 実施者は、技能照査を行おうとする日の14日前までに、その旨を技能照査実施届出書(様式第1号)により知事に届け出ること。

(統一問題による実施)

- 2 統一問題により実施する場合には、別途通知する知事の指示に従うこと。

第6 問題の認定等

(試験問題等の認定)

- 1 知事は、届出のあった試験問題等を審査し、適当と認められるものについては、その試験問題等を認定し、その旨を実施者あて通知する。

(試験問題等の改作指導及び改作)

- 2 知事は、必要と認める時は、実施者に対し、試験問題等の改作指導を行うことがある。

この場合、実施者は、県と十分な連絡をとり、速やかに、改作を行い、第5の規定に準じて、再び届出ること。

(技能照査審査委員会の設置)

- 3 知事は、試験問題等の審査に関して、専門的な意見を聴取するために、技能照査審査委員会をおく。

第7 技能照査の実施

(実施上の注意)

- 1 実施者は、試験の実施にあたり、試験の厳正・公正を保つために、試験問題及び試験場の管理並びに試験の監督に十分留意すること。

(試験の立合)

- 2 知事は、必要に応じて技能照査の実施状況を調査するために県職員を立合せることがある。

第8 採点及び合格判定

(合否の基準)

- 1 学科試験は、得点が満点の60%以上のものを合格とすること。ただし、正誤法又は、二肢択一法による場合には、正答数から誤答数の2分の1を減じたものを得点とすること。

- 2 実技試験は採点基準により採点した結果が満点の60%以上であるものを合格とすること。

(答案等の採点)

- 3 採点は、不正の行為が行われることのないように、2名以上の試験担当者の合議により、あらかじめ作成した採点基準従い適正に行うこと。

第9 知事の証明

(証明の申請)

- 1 規則第35条の3第2項に規定する知事の証明（以下「知事証明」という。）を受けようとするものは技能照査証明申請書（様式第2号）により、知事に申請すること。

(証明の制限)

- 2 知事は、申請のあった技能照査が次の事項に該当する場合には、知事証明は行わない。
 - (1) 認定を受けた試験問題等により実施されなかったとき
 - (2) 試験問題等に改作指導があった場合、その指導に従って改作されたものにより実施されなかったとき
 - (3) 試験問題等の漏洩があったとき
 - (4) 技能照査の管理、監督等が厳正に行われなかったとき
 - (5) 採点及び合否判定が適正に行われなかったとき
 - (6) その他、著しく公正を欠いて実施されたとき

(証明の効力)

- 3 規則第65条第3項に規定する二級技能検定の学科試験の免除を受けることのできるものは、知事証明のあるものに限られるものである。

(証明の取消)

- 4 知事は、知事証明を行った後に、当該技能照査が第9、2の各事項に該当すると判明したときは、当該知事証明を取り消すことがある。

第10 技能照査審査委員会

(委員の委嘱)

- 1 知事は、各訓練科ごとに原則として3名の専門的な知識を有する者を技能照査審査委員（以下「委員」という。）として委嘱する。

(技能照査審査委員会の業務)

- 2 各委員は、訓練科ごとに、合議により次の業務を行うこと。
 - (1) 届出のあった試験問題等を審査し、その結果を知事に報告すること。
 - (2) 不適当と認められる試験問題等について、改作案を作成すること。
 - (3) 実施者に対し、技能照査の実施に必要な事項について指導を行うこと。
 - (4) その他、知事が必要と認める事項

(委任)

- 3 委員に関して、必要な事項は別に定めるものとする。

第11 追試験

(追試験の実施)

- 1 実施者は、やむを得ない理由により、技能照査を受けられなかったものに対して追試験を行うことができる。

(追試験実施の手続き)

- 2 追試験を行おうとする実施者は、「実施要領」及びこの運営要領に基づき、届出等を行うこと。この場合、追試験である旨を表示すること。

第12 雑則

(安全に対する配慮)

- 1 実施者は、技能照査の実施に際して、受験者が負傷することなどのないように、十分配慮すること。

(不合格者に対する配慮)

- 2 実施者は、不合格者が劣等感を抱き、離転職することなどのないように、その指導に十分留意すること。

(提出部数)

- 3 この要領に定められた届出及び申請書の提出部数は各々2部とする。ただし、第6に定める試験問題等は、各訓練科ごとに各々3部とすること。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から実施する。

一部改正 平成7年1月31日